

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

委員会の内部手続における記名押印を不要とし、手続の簡素化を図るため、白岡市議会委員会条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第30条関係

委員会の記録は、署名をもって行わなければならないこととする。

3 施行期日

令和4年1月1日